

山梨病院 看護学生奨学金貸与要領（抜粋）

貸与対象

看護学校等に在籍する学生であって、学生の本分を守り、学業に精励することができ、学校卒業後、借入年数以上独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院に勤務する意志のある者。

- ① 経済的な事情により奨学金の貸与が必要な者
- ② 入学試験の結果、奨学金の貸与を希望する理由等を総合的に勘案して選考された者

貸与申請

貸与を希望する者は、次の書類を揃えて病院長に申請する。

- ① 奨学生貸与申請書
- ② 奨学金貸与出願理由書
- ③ 履歴書（写真貼付）
- ④ 住民票の写し
- ⑤ 看護学校等の合格証書等の写し（在学生は在学証明書）
- ⑥ 成績証明書（看護学校等に入学前の場合は直近の学校）

貸与者決定後

貸与の決定を受けた場合は、次の書類を速やかに病院（長）あてに提出する。

- ① 奨学生誓約書
- ② 看護学生奨学金貸与契約書
- ③ 奨学金振込依頼書
- ④ 連帯保証人の住民票の写し
- ⑤ 連帯保証人の印鑑登録証明書

貸与金額

奨学金貸与の金額は、月額50,000円を限度とし、無利息とする。

貸与期間

奨学金の貸与期間は、奨学生となった日の属する年度から看護学校等を卒業する年度までとし、最長48ヶ月までとする。

貸与方法

奨学金は、毎月月末（当日が休日の場合は前日）までに本人名義の指定する口座に振り込みを行い貸与する。

返還及び返還方法

病院に勤務後、返還を免除される期間に達しないで退職するとき、貸与された奨学金は返還しなければならない。

返還免除

卒業後、貸与を受けた借入期間（年単位）を勤務した場合は、貸与した奨学金の返還は免除される。なお、休職等で勤務していない期間については免除期間に該当しない。

